

第6期芽室町地域福祉計画について

1 市町村地域福祉計画の意義と特徴

これまでの市町村の福祉計画は、高齢・児童・障がいなどの対象分野ごとに策定・推進されてきました。個別の課題に対応することで、サービス目標やその達成度などが明らかになり、各々のサービス水準の確保に向けた取り組みのためには必要なものとされていました。

しかし、現在の社会福祉課題は、問題の発見が難しかったり、分野を超えて問題が重なり合ったり、既存の制度では対応できないなど、ひとつの制度やサービスでは解決が困難な事例が数多くなってきました。

市町村における地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定され、市町村にその策定が求められています。その中では、問題の発見と解決のために公私の関係者が協働し、多岐にわたる課題に対し制度を横断させ、個別の福祉課題に共通する各種の基盤を整備したり開発したりできる「仕組み」を作る計画となります。

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画の背景と目的

わが国では、人口減少や少子高齢化、核家族化等の生活スタイルの多様化により、地域住民同士の付き合いや、家族関係の希薄化が進んでいます。地域や家庭で互いに助け合う力が弱まることで社会的孤立を招き、生活困窮、ひきこもり、虐待といった問題が増加傾向にあります。これらは1つ発生すると他の問題を引き起こし、より複雑化・多様化していきます。さらに、コロナ禍をきっかけにオンラインツールの活用が進むなど、私たちの日常生活も大きく変化しました。そうした利便性が広がる一方で、孤立を防ぐためには、これまで以上にリアルな交流や支え合いの重要性が再認識されています。

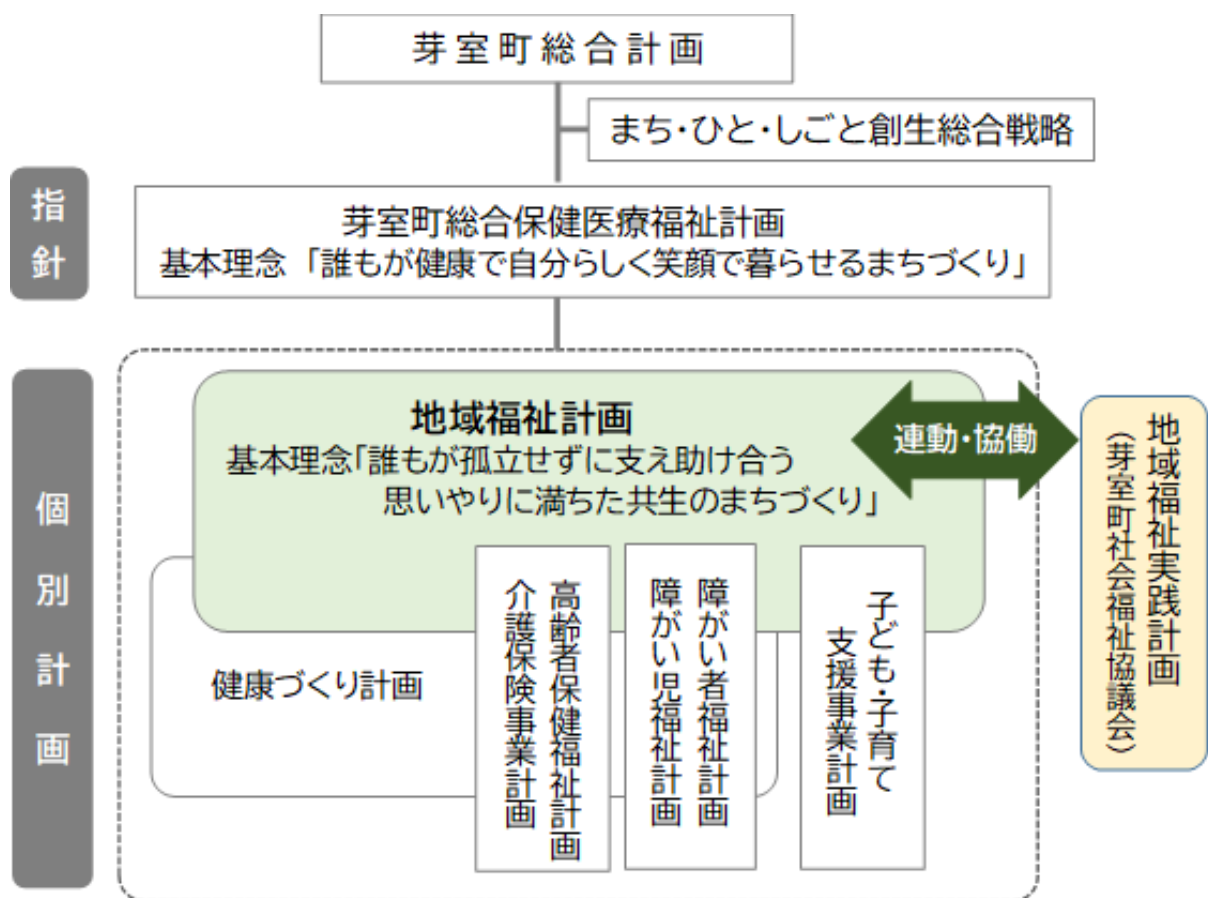
また、困っている人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策やサービスだけでなく、地域住民やボランティア、事業所など地域に関わる多様な主体による協働による仕組みづくりが必要となってきました。

こうした中、社会福祉法の一部改正等に伴い、地域福祉計画は高齢者や障がい者、児童などの個別の福祉計画の基本（上位）となる計画として位置付けられたほか、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、町内の横断的な連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

3 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、芽室町においては、まちづくりの計画として最も上位に位置づけている「芽室町総合計画」の保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつです。他の個別計画との整合性を図り、地域において総合的に推進するための計画として策定します。

※計画の体系図



4 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和12年度(2030年度)までの4か年計画とします。

5 策定スケジュール等

(1) 部会開催等

8月：第6期計画策定方針、施策体系の協議

10月：第6期計画素案の協議

12月：第6期計画原案の協議

2月：第6期計画原案の決定（2月に町へ答申）

(2) 町議会

厚生文教常任委員会において計画原案について説明します。

(3) 町民参加

町民から幅広い意見や提案を反映させるため、芽室町総合保健医療福祉協議会及び地域福祉部会の会議について公開します。

また、計画原案について、まちづくり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

6 第6期地域福祉計画の内容について

【目次（案）】

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画の策定体制

第2章 地域福祉を取り巻く状況

人口構造の推移、世帯状況の変化、要介護認定者の推移、障がい者の推移
生活保護の状況、近隣とのつながり・助け合いの状況（新規追加）

第3章 計画の理念と目標

基本理念、基本目標、施策の体系

第4章 施策の展開

計画目標Ⅰ～Ⅲ

第5章 計画の推進

進捗体制、進捗管理

参考資料

7 第6期地域福祉計画の施策の体系について

第6期計画(案)			第5期計画の具体的施策
基本目標	基本施策	具体的施策	
1 住民の福祉の向上による地域の活性化	(1)地域コミュニティの基盤づくり	①町内会・行政区活動等の推進	I-1-(1)-①
		②ボランティア活動の推進	I-1-(1)-②
		③高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	I-1-(1)-③、④
		④地域で支え合う子育て環境の推進	I-1-(1)-⑤
	(2)活動を支える仕組みづくり	①自治活動・公益活動を支える仕組みづくり	I-1-(2)-①、②、⑥
		②多様な主体との協働の推進と人材育成	I-1-(2)-③、④、⑤
		③多様性を認め合う地域共生と多世代交流の促進	I-1-(2)-⑦、⑨、⑩、⑪
	(3)地域資源をつなぐネットワークの推進	①町民活動支援センターによる多様な活動の連携	I-2-(1)-①
		②ボランティアセンターによる人材マッチング	I-1-(2)-⑧、I-2-(1)-②
		③生活支援コーディネーターによる地域づくり	I-2-(1)-③
2 必要となる福祉サービスの整備	(1)相談支援体制の充実と重層的支援の推進	①民生委員・児童委員による地域に根ざした相談支援	II-1-(1)-①
		②各専門分野における切れ目のない相談支援体制	II-1-(1)-②、③、④、⑤、⑥、II-1-(3)-①
		③断らない・丸ごと受け止める体制づくり	II-1-(1)-②、③、④、⑤、⑥、II-1-(3)-①
		④相談窓口のわかりやすい周知	II-1-(2)-①
		⑤訪問(アウトリーチ)による支援の推進	II-1-(4)-①
	(2)福祉サービス基盤の整備と人材確保	①各分野におけるサービス基盤の整備	II-2-(1)-①、②、③、④
		②支援から漏れることのないセーフティーネットの構築	II-2-(2)-①
		③あらゆる人権侵害・差別のない社会づくり	II-2-(2)-②
	(3)権利擁護体制の整備	①成年後見制度の利用促進と体制づくり	II-3-(1)-①、②、③
3 生活環境の安全・安心な環境づくり	(1)災害時における避難支援体制の整備	①「災害時要配慮者支援体制整備事業」の推進と台帳の活用	III-1-(1)-②
		②避難支援プラン(個別計画)の策定推進	III-1-(1)-①
		③福祉避難所の確実な運用	III-1-(1)-③
	(2)暮らしの安全を守る環境づくり	①消費者被害の防止と相談体制の強化	III-1-(2)-①、②
		②子どもの安全対策と権利擁護の推進	III-1-(3)-①、②
		③犯罪の未然防止と円滑な社会復帰の支援	II-2-(2)-②
	(3)生活環境の改善と移動・生活支援	①身体状況に合わせた住宅改修への支援	III-2-(1)-①、②
		②多様なニーズに応じた移動手段の確保	III-2-(2)-①、②
		③孤独を防ぎ日常生活を支えるサービスの展開	III-2-(3)-①、②、③、④
	(4)地域における見守りネットワークの構築	①自らを守る「自助」の推進	III-3-(1)-①
		②住民相互の支え合い「互助・共助」の推進	III-3-(2)-①、②、③
		③行政・関係機関による「公助」とネットワーク構築	III-3-(3)-①

(参考) 第5期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
Ⅰ 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進 ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク ③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク
Ⅱ 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育て世代包括支援センターによる相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ⑦ 重層的支援体制構築の検討 ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進 ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 権利擁護体制の整備	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 市民後見人の育成 ③ 地域連携ネットワークの構築
Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定 ① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改造支援 ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進 ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの構築	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進 ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進 ① 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施